

## **[事案 2020-263] がん給付金支払請求**

・令和3年5月7日 裁定終了

### **<事案の概要>**

告知前にかんと診断確定されていたことを理由に、契約が無効になったことを不服として、無効でないことの確認および給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成27年10月に契約した終身がん保険について、令和2年2月に給付金を請求したところ、告知前にかんと診断確定されていたとして、契約が無効となり、給付金が支払われなかった。しかし、告知時に、募集人に食道がんに罹患した話をしたところ、5年以上経過しているので告知しなくても良いと言われたので、給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人は、本契約の告知前までにかんと診断確定されており、本契約の約款上、契約は無効になるため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および申立人配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、告知時に募集人が誤った指示をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。